

一般財団法人白神山地財団

賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人白神山地財団（以下、「白神山地財団」という。）定款第45条に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定める。

(会 員)

第2条 白神山地財団の目的に賛同し、次の区分による会費を納入する者を賛助会員（以下「会員」という。）とする。

なお、会員は、一施設又は一事業所ごとに入会することができる。

(1) 個人会員

ア.年会費：個人で年会費、1口5,000円とし1口以上を納入する者

イ.終身会員：個人で終身会費、1口100,000円とし1口以上を納入する者

(2) 団体会員

ア.法人会員：法人組織等で年会費、1口20,000円とし1口以上を納入する者

イ.団体会員：任意団体等で年会費、1口10,000円とし1口以上を納入する者

ウ.特別法人会員：法人で特別年会費、1口100,000円とし1口以上を納入する者

(公益目的事業への充当)

第3条 収納した会費は、その70%以上を公益目的事業の費用に充当する。

(入 会)

第4条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得る。

(会員の資格喪失)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、又は会員である法人等が消失したとき。

(3) 長期間会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第6条 退会しようとする会員は、退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第7条 会員がこの法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは理事長は、理事会の決議を経て除名することができる。

(会費の不返還)

第8条 既に納入した会費は、返還しない。

(報 告)

第9条 白神山地財団は、会員に対し会員証及び会報等を送付すると共に年度終了後に事業報告及び決算報告をするものとする。

(改 廃)

第10条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成24年6月1日から施行する。